

令和7年第1回東浦町教育委員会臨時会会議録

開催日 令和7年3月4日（火）
場 所 東浦町役場 第1会議室

出席者の氏名

教 育 長	庄 子 亨	職 務 代 理 者	中 村 希代美
委 員	水 野 善 久	委 員	浅 田 謙 司
委 員	草 野 由美子		

出席職員の氏名

教 育 部 長	学校教育課長	生涯学習課長	スポーツ課長
学校教育課主幹兼指導主事	学校教育課統括課長補佐兼指導主事	学校教育課庶務係長	学校教育課主事

傍聴者 0名

会 議

開 会 午前9時30分

あいさつ

- （ 教 育 長 ） 今週の金曜日に中学校の卒業式があります。
本日は議案が多くあります。4月からの機構改革に関する議案が多々ありますので、審議のほどよろしく願いいたします。
- （ 教 育 長 ） 出席者5名を確認し、会議の成立を確認します。

日程第1 議案第5号 令和7年度東浦町教職員の人事異動についてについて

日程第2 議案第6号 令和7年度教育行政重点施策について

- （ 教 育 長 ） 議案第6号の説明を求めます。
- （ 各 課 長 ） 議案第6号「令和7年度教育行政重点施策について」を説明。
- （ 教 育 長 ） 質疑を求めます。
- （ 水 野 委 員 ） 11 ページのコミュニティ・スクールについてです。コミュニティ・スクールの「・」は必要なのでしょうか。
- （ 事 務 局 ） 文部科学省が同様な表記であったため、それにならってつけております。

(水野委員) 今後も使用される単語だと思いますが、これからも「・」は記入しますか。

(事務局) 意識して「・」を記入していたため、整合性を考え、引き続き表記します。

(教育長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第6号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教育長) 議案第6号は原案のとおり承認いたします。

日程第3 議案第7号 東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第7号の説明を求めます。

(学校教育課長) 議案第7号「東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第7号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教育長) 議案第7号は原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第8号 東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

(教育長) 議案第8号の説明を求めます。

(学校教育課長) 議案第8号「東浦町教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第8号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教育長) 議案第8号は原案のとおり承認いたします。

日程第5 議案第9号 東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令について

(教 育 長) 議案第9号の説明を求めます。

(学校教育課長) 議案第9号「東浦町教育委員会処務規程及び係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第9号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第9号は原案のとおり承認いたします。

日程第6 議案第10号 東浦町公民館規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第10号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第10号「東浦町公民館規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第10号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第10号は原案のとおり承認いたします。

日程第7 議案第11号 東浦町中央図書館規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第11号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第11号「東浦町中央図書館規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第11号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第11号は原案のとおり承認いたします。

日程第8 議案第12号 東浦町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について

(教育長) 議案第12号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第12号「東浦町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

(水野委員) 社会教育指導員は社会教育委員とは別の委員ですか。

(生涯学習課長) はい、元々は学校の先生を務めており、現在は文化センターに在席しています。社会教育に関する助言等をいただいています。

(教育長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第12号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教育長) 議案第12号は原案のとおり承認いたします。

日程第9 議案第13号 東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則について

(教育長) 議案第13号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第13号「東浦町文化財保護条例施行規則を廃止する規則について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第13号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教育長) 議案第13号は原案のとおり承認いたします。

日程第10 議案第14号 東浦町郷土資料館規則を廃止する規則について

(教育長) 議案第14号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第14号「東浦町郷土資料館規則を廃止する規則について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教育長) 質疑がございませんので、議案第14号について採決します。

異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 14 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 11 議案第 15 号 東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 15 号の説明を求めます。

(生涯学習課長) 議案第号「東浦町誌編さん委員会規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 15 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 15 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 12 議案第 16 号 東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 16 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 16 号「東浦町スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 16 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 16 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 13 議案第 17 号 東浦文化広場規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 17 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 17 号「東浦文化広場規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 17 号について採決します。

異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 17 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 14 議案第 18 号 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 18 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 18 号「東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 18 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 18 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 15 議案第 19 号 東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 19 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 19 号「東浦町岡田川テニス場規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 19 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 19 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 16 議案第 20 号 東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則について

(教 育 長) 議案第 20 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 20 号「東浦町ふれあいセンター規則を廃止する規則について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 20 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 20 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 17 議案第 21 号 町長部局に係る規則の制定について

(教 育 長) 議案第 21 号の説明を求めます。

(秘書人事課人事係長) 議案第 21 号「町長部局に係る規則の制定について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

(水 野 委 員) 規則の改定がある場合は、毎回議案提出する必要がありますか。

(事 務 局) 今後は協議というより報告になります。また、今回は改定のため、協議しております。定例会を活用して報告していきます。

(事 務 局) 今後は町長部局に関する規則になるので改定の議案は行いませんが、教育に関わってくることなので報告は必要だと考えます。

(教 育 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

(教 育 長) 質疑がございませんので、議案第 21 号について採決します。
異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

(教 育 長) 議案第 21 号は原案のとおり承認いたします。

日程第 18 議案第 22 号 東浦町教育委員会名義後援について「バスケットボールの無料体験会」

(教 育 長) 議案第 22 号の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第 22 号「東浦町教育委員会名義後援について「バスケットボールの無料体験会」」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

(水 野 委 員) 過去に別運動団体の名義後援を不承認とした例があります。その時は勧誘目的に繋がりそうということで不承認にしました。

(事 務 局) 71 ページの名義後援承認基準には合致していますか。勧誘目的を考えると 2 の (4) に引っかかりそうですね。

(水 野 委 員) 最近はスマートフォンを持っている児童も増えていると考えられます。この応募を児童が直接やることは考えられますか。

- (事 務 局) おっしゃる通りスマートフォンを所持している児童は増えておりますが、保護者を対象にチラシを作成していると考えます。
- (草 野 委 員) チラシを見ただけでは団体の情報が不透明で参加を拒まれる保護者もいると思います。しかし、ここに教育委員会の名義後援が加わると、それが判断材料になってしまう可能性があります。
- (中 村 委 員) 申請書には「子供だけの参加はNGとする」とありますが、チラシにはその記載がありません。
- (事 務 局) チラシに記載されている個人情報利用目的とQRコード先の個人情報利用目的の記載内容が異なっています。
- (教 育 長) 勧誘目的である懸念点と個人情報利用目的の記載が異なっている点で承認しづらいのが現状ですね。
- (教 育 長) 他に質疑を求めます。
- 《質疑なし》
- (教 育 長) 以上の意見から議案第 22 号について、教育委員会として後援することがふさわしくないため承認を見送ることとします。異議のある委員の発言を求めます。
- 《全員異議なし》
- (教 育 長) 議案第 22 号は不承認といたします。

日程第 19 報告第 6 号 東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付要綱について

- (教 育 長) 報告第 6 号の説明を求めます。
- (学校教育課長) 報告第 6 号「東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金交付要綱について」を説明。
- (教 育 長) 質疑を求めます。
- (水 野 委 員) 第 3 条の (6) についてです。食費も補助対象にしても良いと考えます。
- (事 務 局) 食費に関しては議論したところ、国内でも食事は取るのと、職員の出張の際に食費は出ないことを参考に除くことになりました。ただ、料理の留学に使われる材料費等は補助したいと考えています。
- (教 育 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

閉 会 午前 11 時 14 分

会議録作成者 教育委員会事務局

令和7年第1回東浦町教育委員会臨時会会議録承認署名

令和7年3月31日(月)

署名

・ 庄子亨

・ 中村 希代美

・ 浅田 龍司

・ 草野 由美子

・